平成30年度環境部主要事業について

[環境政策課]

1 地球温暖化対策

- (1) 第二期柏市地球温暖化対策計画の改訂を行う。
- (2)「太陽光発電設備等エコハウス促進総合補助金」「緑のカーテンによる緑化の推進」により、市民の創エネ対策を支援する。あわせて公共施設等の低炭素化を促進していく。
- (3) 地球温暖化対策のための国民運動「クールチョイス(賢い選択)」の啓発を継続する。

2 柏市生きもの多様性プラン推進

- (1) 平成28年度から3年間の予定で行っている自然環境調査を完了する。
- (2) 市内の自然環境の保全及び活用を促進するため,「谷津保全事業」「増尾の森整備・活用事業」「柏の自然と生きもの講座」の各事業を継続する。

3 放射線対策

- (1) 市による空間放射線量の測定等 市内全域の主要道路・通学路を測定し、その公表を 行うほか、要望に応じて民有地の空間放射線量の訪問測 定を行い、対策に関する相談に応じる。
- (2) 自主的な空間放射線量の確認支援等 自らの手で放射線の状況を確認したいとのニーズに 応えるため,空間放射線量測定器の市民への貸し出し, 町会・自治会等の測定や除染作業の支援を継続する。

4 公害対策

- (1) 大気 (PM2.5, 光化学スモッグ)・公共用水域等の水質の監視を継続する。また、特定施設 (工場・事業所)等の立入り検査を行い、公害等につながる過剰な環境負荷の発生がないかを確認する。
- (2) 土壌汚染に係る事案が発生した場合に備えて、適切に対応できる体制の整備を行う。
- (3) 「合併処理浄化槽設置奨励補助金」の支給を継続し、市民の浄化槽設置の補助を行う。

[廃棄物政策課]

- 1 3 R 行動の普及・促進
 - (1) 家庭系ごみの減量

食品ロス抑制対策や,ざつ紙類の資源化の徹底を中心に,ごみ減量広報紙や市ホームページを通した市民のごみ減量意識の高揚を図る。また,転入者への分別指導を通したごみ減量啓発もあわせて行っていく。

(2) 事業系ごみの減量

市内事業系ごみの排出状況を分析し、コスト意識に訴えかけたごみ減量の指導・啓発を行う。また、事業系ごみ減量の規範となるため、市役所の紙ごみの資源化の徹底によるごみの削減に取り組む。

- 2 放射性物質を含む焼却灰の安定処分
 - (1) 南北クリーンセンターと連携し、放射性物質を含む焼却灰の民間処分場での処分の継続を目指す。
 - (2) 指定廃棄物については、国が長期管理施設(指定廃棄物を長期にわたり安全に管理するための施設)を確保するまでの間、安全な仮保管及び定期的な放射線量の測定を行う。また、指定廃棄物が安全かつ速やかに、長期管理施設に搬入されるよう適切に対処する。

[環境サービス課]

- 1 ごみの適正排出の周知
 - (1) ごみ分別アプリの運用継続と改良ごみの分別のツールとして平成29年度から提供を 始めたスマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあーる」

について,スマートフォンを利用できない市民も閲覧で きる「ウェブ版」の提供を開始した。

- (2) わかりやすいごみ出しカレンダーの作成 市民からの分別の問い合わせのデータの集計をもと に、より分かりやすいカレンダーの作成を行う。
- 2 環境美化
 - (1) 不法投棄対策

市民や土地所有者,行政機関等で構成される不法投棄対策協議会や警察と連携した投棄者の検挙や,パトロー

ル防止カメラ,看板の設置等による抑止力を強化し,不 法投棄されない環境を作り,未然防止を図る。

(2) ぽい捨てごみ対策

路上喫煙等防止パトロールの強化やごみが多く散乱する駅周辺の定期的な清掃委託、また、美化サポーターや町会等の市民の方々の自主的な清掃活動等の協力を得ながら環境美化推進に努める。

3 山高野浄化センター老朽化対策

昭和58年4月に稼働を開始し,平成16年度に大規模 改修を行なった当施設処理棟において,棟内への雨水の漏 水が生じている。

検査の結果,屋上防水と壁面の全面的な改修を要するものと判断し,平成31年度処理棟,32年度管理棟の施工に向け,今年度10月中に設計を完了し,工事予算を計上する予定である。

[北部クリーンセンター]

1 放射能対策

- (1) 草木の分別収集の継続, 焼却量の調整により, 焼却 灰の放射能濃度管理を徹底し, 清掃工場の継続した運 転管理を実施する。
- (2) 国による最終処分が行われるまでの間,一時保管中の指定廃棄物について,周辺の空間放射線量測定,保管状況の点検等適正な管理を実施していく。

[南部クリーンセンター]

1 放射能対策

- (1) 草木の分別収集の継続,焼却量の調整により,焼 却灰の放射能濃度管理を徹底し,清掃工場の継続した 運転管理を実施する。
- (2) 国による最終処分が行われるまでの間,一時保管中の指定廃棄物について,周辺の空間放射線量測定,保管状況の点検等適正な管理を実施していく。

[產業廃棄物対策課]

1 産業廃棄物不適正処理監視事業

- (1) 監視パトロールにより、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止する。
- (2) 不適正堆積等を行う行為者等に対し,産業廃棄物の 搬出及び適正処理の指導を行う。

2 産業廃棄物処理業者指導監督事業

- (1) 産業廃棄物処理業の許可時及び産業廃棄物処理施設 の設置審査時において厳正な審査を行い,特に欠格事 由に該当する場合には不許可処分を行う。
- (2) 産業廃棄物処理業者を対象にセミナーを開催する。
- (3) 許可施設の維持管理状況確認及び指導のため立入検査を実施する。
- (4) 産業廃棄物管理票交付状況等報告書及び産業廃棄物 処理計画実施状況報告書の徴収を行う。

3 使用済自動車処理業者指導監督事業

- (1) 使用済自動車の引取業及びフロン類回収業の登録審 査を行う。
- (2) 使用済自動車の解体業及び破砕業の許可審査を行う。
- (3) 使用済自動車の解体業者等の事業場への立入検査を実施する。

4 P C B 廃棄物の適正保管及び処理を推進する事業

- (1) PCB廃棄物を保管している事業者等から保管及び 処分の状況に関する届出の受付等を行う。また、保管 を行っている事業場等への立入検査を行う。
- (2) PCB含有電気機器を保有する事業者への法定届, 適正処理の指導を行うとともに,未確認事業者への調 査を継続する。併せて,安定器を対象とした保有調査 を実施する。

5 土砂等の埋立等の規制条例に基づく事業

- (1) 計画協議時, 許可申請時等の厳正な審査を行う。
- (2) 監視パトロールで違反行為者に対して,適切な是正指導を行う。
- (3) 監視パトロール及び土壌等の検査時に、計画に沿った埋立構造か、周辺状況に問題ないか等を確認し、適 宜指導を行う。